

所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を
中止する旨の公告

下記の土地について、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第 1 5 号）第 1 7 条の規定により、所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止したので、同条後段の規定により、公告する。

令和 7 年 6 月 2 0 日

山口地方法務局萩支局 登記官 飯 田 寿 人

記

手 続 番 号	表題部所有者不明土地に係る所在事項
第 2 5 0 2 - 2 0 2 5 - 0 0 1 0 号	長門市油谷後畑字白坂 3 1 2 番 1
第 2 5 0 2 - 2 0 2 5 - 0 0 1 1 号	長門市油谷後畑字白坂 3 1 2 番 2
第 2 5 0 2 - 2 0 2 5 - 0 0 1 2 号	長門市油谷後畑字白坂 3 1 3 番
第 2 5 0 2 - 2 0 2 5 - 0 0 1 3 号	長門市油谷後畑字白坂 1 1 1 4 0 番
第 2 5 0 2 - 2 0 2 5 - 0 0 1 4 号	長門市油谷後畑字白坂 1 1 2 5 1 番